

## 郡津1丁目1番から3番まで及び37番から43番までの居住世帯の就学に関する取扱要綱

施行 令和4年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和48年教委規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定により郡津1丁目1番から3番まで及び37番から43番までの居住世帯の就学区域に関する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用条件)

第2条 この要綱は、郡津1丁目1番から3番まで及び37番から43番までに居住する世帯の就学予定者、児童及び生徒が次の就学を希望する場合に適用する。

- (1) 交野みらい小学校に就学せず、郡津小学校への就学を希望する場合
- (2) 第一中学校に就学せず、第二中学校への就学を希望する場合

### (申請)

第3条 郡津小学校又は第二中学校へ就学を希望する就学予定者、児童及び生徒の保護者は、教育委員会に対して、就学指定校の変更申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）を提出しなければならない。

### (申立書の受理・通知)

第4条 教育委員会は、前条の申立書を受理したときはこれを審査し、許可又は不許可の結果を速やかに、その保護者に対して通知しなければならない。

### (承認の取消し)

第5条 教育委員会は、保護者が第3条の手続きを偽り、また不正な行為によって前条の許可を受けたことが判明した場合は、当該許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により、前条による許可を取り消したときは、速やかに、当該保護者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた保護者は、速やかに交野みらい小学校又は第一中学校へ就学させなければならない。

### 附則

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
2. この要綱は、規則の改正により郡津1丁目1番から3番まで及び37番から43番までを郡津小学校及び第二中学校を通学区域とした日限り、その効力を失う。